

○厚生労働省令第七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対

象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条</p> <p>【一〇六十 略】</p> <p>六十一 二―(四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類</p> <p>六十二〇八十三 【略】</p> <p>八十四 三・四―ジクロロ―N―【二―(ジメチルアミノ)シクロヘキシル】―N―メチルベンザミド及びその塩類</p> <p>八五〇百四十五 【略】</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条</p> <p>【一〇六十 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>六十一〇八十二 【一号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>八十三〇百四十三 【二号ずつ繰り下げる。】</p>

百四十六 N—(—フェネチルピペリジン—

四—イル)—N—フェニルフラン—二—カル

ボキサミド及びその塩類

百四十七—二百二 【略】

二百三 メチル—二—「二—(シクロヘキシル

メチル)—H—インドール—三—カルボキ

サミド」—三—メチルブタノア—ト及びその

塩類

二百四—二百十 【略】

二百十一 メチル—一—フェネチル—四—(N

—フェニルプロパナミド)ピペリジン—四—

カルボキシラ—ト及びその塩類

【号を加える。】

百四十四—百九十九

【三号ずつ繰り下げる。

—

【号を加える。】

二百—二百六

【四号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

二百十二〜二百五十六 【略】

(医療等の用途)

第二条 【略】

【一〜四 略】

【五 略】

【略】	
一―「(三―メチルフ エニル)メチル」ピペ ラジン、その塩類及び これらを含む物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
メチル―フエネチ ル―四―(N―フエニ	学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一

二百七〜二百五十一 【五号ずつ繰り下げる。

】

(医療等の用途)

第二条 【同上】

【一〜四 同上】

【五 同上】

【同上】	
一―「(三―メチルフ エニル)メチル」ピペ ラジン、その塩類及び これらを含む物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
【項を加える。】	

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 280 1380 683"> ルプロパナミド）ピペ リジン―四―カルボキ シラート、その塩類及 びこれらを含む物 </td> <td data-bbox="1029 683 1380 1108"> 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 280 1029 1108"> 【略】 </td> <td data-bbox="1029 683 1380 1108"></td> </tr> </table>	ルプロパナミド）ピペ リジン―四―カルボキ シラート、その塩類及 びこれらを含む物	号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。）	【略】		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 1153 1380 1982"></td> <td data-bbox="933 1153 1029 1982"> 【同上】 </td> </tr> </table>		【同上】
ルプロパナミド）ピペ リジン―四―カルボキ シラート、その塩類及 びこれらを含む物	号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。）						
【略】							
	【同上】						
備考 表中の【】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。							

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。